

ヤンバルクイナ保護増殖事業計画

文部科学省
農林水産省
国土交通省
環境省

第1 事業の目標

ヤンバルクイナは、1981年に新種として記載されたクイナ科の鳥で、沖縄島北部にのみ生息する。本種の生息を圧迫する要因として、ノネコによる本種の捕食、生息地へのマングースの侵入が原因とみられる本種の分布範囲の急速な縮小、開発による生息に適する環境の減少、走行する車両との接触等による本種の死傷の発生及び個体の観察、撮影等に伴う本種への不用意な接近による悪影響が挙げられる。本事業は、本種の生息状況等の把握を行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに生息を圧迫する要因の軽減及び除去等を図るとともに、野外の個体数の急激な減少に備えて人工繁殖技術を確立し、適切な方法による人工繁殖個体の再導入を検討すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

沖縄県沖縄島及び第3の3により飼育下における繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本事業を適かつ効果的に実施するため、以下の調査を行うとともに、本種及び本種を取り巻く状況に関する情報の収集及び実態の把握に努める。

(1) 生息状況の調査及びモニタリング

本種の分布域、生息密度等の生息状況を把握するための調査及び定期的なモニタリングを行う。また、地域住民等からの本種及び本種を捕食する外来種等の生死別の目撃情報等を収集し、本種の生息状況及び走行する車両との接触等による本種の死傷の実態並びに外来種の侵入状況等を把握する。

(2) 生態等の把握

本種については、基本的な生態等について十分把握されていない点が多い。したがって、本種の食性、採餌行動、個体の移動及び個体群の分散等の実態並びに繁殖期及び非繁殖期の行動、行動圏等を調査し、本事業を実施するに当たって必要となる基本的な情報を把握する。

また、過去及び現在の分布域における個体から得られる試料によるDNAの分析によって本種の遺伝的多様性の現状及びその変化を把握する。

(3) 生息に適する環境等の把握

(1)及び(2)の調査結果に基づき、本種の生息に適する環境を、個体群の維持の観点に配慮して把握するとともに、本種と本種を取り巻く生態系との関係を調査する。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態での安定した存続のためにはねぐらとして利用する樹木餌となる動物等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

このため、1で得られた知見等に基づき、本種の生息環境の悪化、個体数の減少等への効果的な対策を検討し、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持及び改善を図るために以下の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保

するための配慮がなされるよう努める。

(1) 外来種等による影響の防止

餌資源の競合及び捕食により本種の生息に対して大きな脅威となっているノネコ、マングース等の外来種並びに影響が懸念されるハシブトガラスについて、その侵入状況及び影響を監視するとともに、生息地及びそれに隣接する地域において、これらの外来種等の排除を行う。

また、飼養動物の適切な管理を図ること等により、ノネコ等の本種の生息地への侵入防止に努める。

(2) 生息地における監視等

本種への不用意な接近等、本種の生息及び繁殖に悪影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、本種の生息地における監視及び制札の整備等を行う。

(3) 事故防止対策

走行する車両との接触による本種の死傷、側溝へのひなの落下による死亡事故等を防止するため、道路及びその周辺での目撃情報等を収集し、これらの事故の多発が予想される区間については、関係機関が協力し、小動物保護型側溝の設置等の道路構造の改善、適切な除草による見通しの確保及び注意喚起のための標識の設置等の対策を講ずる。

なお、繁殖期及び育雛期については、これらの事故が多発するため、特に配慮する。

3 飼育下における繁殖及び個体の再導入

外来種の影響が原因と推測される本種の分布域の縮小が確認されており、個体数が急激に減少しているおそれが高いことを考慮し、飼育繁殖技術の確立と飼育下における生態的知見の把握及び一定の個体数の維持を図るため、繁殖に必要な施設及び体制の整備を行い、個体の飼育繁殖を実施する。また、必要に応じて飼育下における繁殖によって得られた個体を、本種の生息地内等へ再導入することを検討する。なお、個体の飼育繁殖及び再導入に当たっては、飼育下における繁殖による行動特性の変化及び飼育個体同士又は再導入した個体から野外個体群への病原体の感染等、飼育個体群及び野外個体群の存続を圧迫するおそれがある要因にも十分留意し、適切な飼育及び再導入の方法を確立する。

4 普及啓発等の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、国及び関係地方公共団体並びに関係地域の住民及び観光客を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保護の必要性、外来種等の排除及び侵入防止並びに本事業の実施状況等に関する普及啓発を推進するとともに、学校等において本種の理解を深めるための教育を行い、本種の保護に対する配慮と協力を呼びかける。

また、事業区域において、本種についての理解を深めるための取組を、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、地元の保護活動団体等の協力を得て行うこと等により、地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

5 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国及び地方公共団体の各行政機関、本種の生態等に関する専門知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体及び地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に本事業が推進されるよう努める。